

福島県地域おこし協力隊募集要項

平成30年4月10日

福島県

福島県では、地域で脈々と受け継がれている伝統産業の後継者として、「福島県地域おこし協力隊」を募集します。

福島県には、国見町のあんぽ柿、会津美里町の会津本郷焼、須賀川市の牡丹など、多くの伝統産業が地域に息づいています。これらは、地域の風土、気候に根ざし、歴史を紡ぎながら独自の産業として受け継がれてきた「宝」であり、「地域住民の誇り」です。

しかし、現在、都市への人口流出、少子高齢化の流れの中、伝統産業に携わる方々の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。

そこで、福島県に残る伝統産業の未来を担う「福島県地域おこし協力隊」を、下記のとおり募集します。

なお、本募集要項及び応募履歴書等は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードすることができます。

1 名称及び採用予定数

(1) 名称 福島県地域おこし協力隊

福島県と須賀川市が協同して設置するため、県及び須賀川市のそれぞれから委嘱します。委嘱する場合、採用日から12か月目までは、福島県の非常勤特別職（嘱託員）、13か月目以降は須賀川市の嘱託職員の身分となります。

※地域おこし協力隊は複数年（最長3年）設置できますが、委嘱は年度単位となります。

(2) 採用予定数 須賀川市「牡丹」 2名

2 業務内容及び勤務条件

牡丹栽培等の後継者として、牡丹樹等の育成技術の習得、文化財としての牡丹園の保存管理等、牡丹園を活用した須賀川市の地域活性化に取り組みます。詳細な業務内容及び勤務条件については、別紙をご覧ください。

3 応募及び採用

(1) 応募期間

平成30年4月10日（火）から平成31年3月25日（月）まで

なお、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施します。選考の結果、採用候補者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

直接持参の場合の受付は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は、応募期間最終日必着となります。

(2) 応募要件

次のアからオまでのいずれにも該当する者が応募できます。（学歴・男女を問いません。）

ア 福島県の伝統産業の継承に強い志を有し、委嘱日現在、年齢18歳以上で心身共に健康な者

イ 3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）を除く）に居住する者、又は、これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である者で、採用後、勤務地に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域自立促進特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。

詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

ウ ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる者

エ WEBサイトのページ更新ができる者

チラシなどのデザインができる、グラフィックデザインができればなお可

オ 観光、物産等の情報をSNS等で発信ができる者

ただし、次のカからコまでのいずれかに該当する者は、応募することができません。

- カ 成年被後見人又は被保佐人
- キ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ク 福島県及び須賀川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ケ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のアからオの書類を添えて、(6)の申込み先に直接持参、又は郵送によりお申し込みください。**(3.(1)の記載内容に注意。「特定記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。**

なお、応募書類の返却はしませんので御了承ください。提出された履歴書の個人情報、個人情報保護条例により、厳重に管理します。また、取得した個人情報は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

ア 履歴書（福島県地域おこし協力隊用）

別紙履歴書又は同様の項目を備えた履歴書に必要事項を記入の上、提出日前3か月以内に撮影した写真を貼り付けたもの。

なお、取得している免許・資格等があれば、業務内容との直接の関係の有無にかかわらず、できる限り記載してください。**また、「その他」欄の下部に、記載内容が事実と相違ない旨を自署してください。**

イ 職務経歴書（福島県地域おこし協力隊用）

別紙履歴書に記載した職歴全てについて記載してください。なお、「職務内容」欄には、主な職務内容を具体的に記載してください。

ウ エントリーシート（福島県地域おこし協力隊（須賀川市の牡丹用））

エ レポート

以下のテーマについて、**800字程度**記載したもの。

レポートテーマ：「須賀川牡丹園の伝統を受け継ぐこと」

用紙は任意、パソコンでの作成も可（A4用紙縦に横書きで、1行の文字数40字を標準とします）、冒頭に氏名とテーマ、末尾に文字数を記載してください。

オ 誓約書

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

履歴書等やレポートによる選考を行います。

結果は、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送により本人あて書面でお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話等により連絡しますので、連絡がとれる電話番号、メールアドレスを履歴書に必ず記載願います。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。

日時、場所等については、上記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。採否は面接から10日程度を目安に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送により本人あて書面でお知らせします。

ウ 着任

平成30年5月以降（※）

※最も早い場合であり、個別事情については、個々に対応します。

エ その他

上記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

(5) 現地見学

事前に現地見学を希望される方は、受入れの調整を行いますので、(6)の問い合わせ先まで御連絡ください。（調整状況によっては、御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。）

なお、現地見学に要する経費（現地までの交通費、宿泊代等）については、全額自己負担となりますが、交通費については、所定の要件を満たすことにより「移住希望者支援交通費補助金」への申請が可能です。

(6) お問い合わせ・お申込み先

福島県企画調整部地域振興課（担当：天野・栗林）

福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

電話：024-521-7114・7118

E-mail：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

【郵送の場合】

〒960-8670 福島県企画調整部地域振興課 あて（住所不要）

福島県地域おこし協力隊募集要項別紙

【牡丹】

1 採用予定数、業務内容

(1) 勤務地 福島県須賀川市（すかがわし）

(2) 採用予定数 2名

(3) 業務内容

牡丹樹等の育成技術習得を始め、文化財としての牡丹園の保存管理を目標に以下の事業の推進に当たります。

ア 業務詳細

- ・牡丹樹の育成及び牡丹園内喬木（アカマツ等）の管理に関する基礎的な技術の習得
- ・須賀川牡丹園に関する情報発信とPR（Web、イベント等）の実施
- ・牡丹及び牡丹園を活用した独自商品の研究開発
- ・一年を通しての来園者数の拡大を目的とした新たな公開活用施策の立案

イ 期待する成果

- ・牡丹樹の育成技術の伝承、牡丹園の観賞文化の継承
- ・名勝の保護（牡丹の保護の理念に対する理解の醸成）
- ・来園者数の拡大による地域経済の活性化

2 勤務条件

(1) 報酬等 報酬日額 9,640円

通勤手当相当額（月2,400円を限度）を加算

なお、原則、賞与、退職金はありません。

（※住居については、勤務先となる受入団体が借り上げる予定です。）

(2) 勤務先 団体名 公益財団法人須賀川牡丹園保勝会

住所 福島県須賀川市牡丹園80-1

(3) 勤務日 月平均 21日（※特記事項参照）

土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。

また、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

(4) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（※特記事項参照）

（1日につき7時間45分を超えない範囲において、1週間につき29時間以内で始業時刻及び終業時刻を別途割り振ります。また、休憩は1時間とします。）

(5) 特記事項

ア 月17日は協力隊として活動し、土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの休日以外の日は、公益財団法人須賀川牡丹園保勝会の臨時職員として勤務していただき、同財団法人から賃金（日額6,700円（通勤手当の支給はありません）を支給します。

イ 勤務時間外の勤務が発生した場合は、公益財団法人須賀川牡丹園保勝会就業規定に基づき時間外手当を支給します。

(6)その他 年次有給休暇等があります。
健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。